

# 特別障害者手当のしおり

令和8年4月

身体または精神（知的を含む）に著しい重度の障害があるため、日常生活において、常時特別の介護を必要とするの方に支給される手当です。

## 対象となる方

右の①～③にすべてあてはまる方

- ① 20歳以上の方
- ② 在宅である方
- ③ 著しく重度の障害のある方で、3の認定基準（1）～（5）のいずれかにあてはまる方  
※所定の診断書による審査があります。

## 次のいずれかに当てはまる場合には、手当が受けられません

- ア 障害者支援施設、特別養護老人ホーム等に入所しているとき  
（通所施設は除きます）
- イ 病院または介護老人保健施設に継続して3か月を超えて入院しているとき
- ウ 障害者本人、配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定額を超えているとき

## 1 手当額（月額）

手当額は、月額30,450円（令和8年4月1日現在）です。なお、手当額は物価スライドにより改定される場合があります。

## 2 認定・支給方法

- ① 提出された診断書によって審査を行い、結果を通知します。
- ② 認定されると、申請された月の翌月分から手当が支給されます。
- ③ 手当は年4回（2月、5月、8月、11月）に3か月分ずつ本人の口座に振り込まれます。（例11月の振込は8月～10月までの3か月分を支給）

### 3 障害認定基準

(1)別表1の障害が2つ以上ある方

#### 【別表1】

1.視覚	次に掲げる視覚障害 ①両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ②一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ③ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ④自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
2.聴覚	両耳の聴力レベルが100デジベル以上のもの
3.上肢	両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢の全ての指を欠くもの若しくは両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
4.下肢	両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
5.体幹	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
6.その他	上記1～5に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態にあって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
7.精神	精神の障害であって、上記1～6と同程度以上と認められる程度のもの

(2)別表1の障害が1つあり、かつ、他の障害部位に別表2の障害が2つ以上ある方

(別表1の障害と別表2の障害は別の障害であることが必要です。)

#### 【別表2】

1.	次に掲げる視覚障害 ①両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの ②一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ③ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの ④自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
2.	両耳の聴覚レベルが90デジベル以上のもの
3.	平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
4.	そしゃく機能を失ったもの
5.	音声又は言語機能を失ったもの
6.	両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
7.	1上肢の機能に著しい障害を有するもの又は1上肢の全ての指を欠くもの若しくは1上肢の全ての指の機能を全廃したもの
8.	1下肢の機能を全廃したもの又は1下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
9.	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
10.	1～9に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が1～9と同程度以上と認められる状態にあって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
11.	精神の障害であって、1～10と同程度以上と認められる程度のもの

(3)別表1の3～5の障害が1つあり、別表3の日常生活動作評価表の合計点数が10点以上となる方

【別表3】

日常生活動作評価表		左記の各動作の評価は次によること	
1	タオルを絞る（水をきれ程度）	評 価	ひとりでできる場合……………0点
2	とじひもを結ぶ		ひとりでできてもうまくできない場合…1点
3	かぶりシャツを着て脱ぐ		ひとりでは全くできない場合……………2点
4	ワイシャツのボタンをとめる		注(1)2の場合は、次によること
5	座る（正座・横すわり・あぐら・脚なげだしの姿勢を継続する）		5秒以内にできる……………0点
6	立ち上がる		10秒以内にできる……………1点
7	片足で立つ		10秒ではできない……………2点
8	階段の昇降		注(2)3及び4の場合は、次によること
		30秒以内にできる……………0点	
		1分以内にできる……………1点	
		1分以内にできない……………2点	

※上記5～8は、補助具を使用しない状態で判定

※上記7及び8は、「ひとりでは全くできない」は右・左又はのぼる・おりるは各1点とする。

※上記7及び8は、「ひとりでできてもうまくできない」は右・左又はのぼる・おりるは各0.5点とする。

(4)障害児福祉手当における内部障害またはその他の障害のある方で、日常生活上絶対安静の状態にある方

障害児福祉手当 令別表第1の8【内部障害又はその他の障害】抜粋

前各号に掲げられるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を便することを不能ならしめる程度のもの

(5)障害児福祉手当における精神の障害のある方で、別表4の日常生活能力判定表の合計点数が14点以上となる方

【別表4】日常生活能力判定表

動作および行動の種類		0点	1点	2点
1	食事	ひとりでできる	介助があればできる	できない
2	用便（月経）の始末	ひとりでできる	介助があればできる	できない
3	衣服の着脱	ひとりでできる	介助があればできる	できない
4	簡単な買物	ひとりでできる	介助があればできる	できない
5	家族との会話	通じる	少しは通じる	通じない
6	家族以外の者との会話	通じる	少しは通じる	通じない
7	刃物・火の危険	わかる	少しは通じる	わからない
8	戸外での危険から身を守る（交通事故）	守ることができ る	不十分ながら守ることが できる	守ることができ ない

## 4 手続きの流れ

- ① 申請窓口で手当について、事前に相談します。
- ② 必要書類を提出します。申し込み時に必要なものは次のとおりです。
  - 1 認定請求書一式（申請窓口で配布）
  - 2 障害の程度についての医師の診断書（申請窓口で配布）
  - 3 障害者本人名義の預金通帳のコピー等
  - 4 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（お持ちの方のみ）
  - 5 その他の書類が必要となる場合があります。

※診断書作成にかかる費用は自己負担となります。

※障害基礎年金等障害を支給事由とする年金1級受給者、特別児童扶養手当1級受給者、療育手帳の最重度（A1）所持者は診断書を省略できる場合がありますので、事前に相談してください。

## 5 手当を受けている方の届出

現況届	毎年、8月に案内文書を送付しますので、期日までに提出してください。
再認定	有期限前に案内文書を送付しますので、診断書を提出してください。
資格喪失届	(1)施設などに入所したとき (2)病院又は介護老人保健施設に継続して3か月を超えて入院されたとき (3)お亡くなりになられたとき
その他の届出	氏名・住所・支払金融機関の変更があった場合

## 7 申請窓口

部署名（住所）	電話番号
市民課 （巖原町国分 1441 番地）	0920-53-6111
美津島行政サービスセンター （美津島町雞知甲 550 番地 2）	0920-54-2271
中対馬振興部 住民生活課 （豊玉町仁位 380 番地）	0920-58-1111
峰行政サービスセンター （峰町三根 451 番地）	0920-83-0301
上県行政サービスセンター （上県町佐須奈甲 567 番地 3）	0920-84-2311
上対馬振興部 住民生活課 （上対馬町比田勝 575 番地 1）	0920-86-3112

## 8 問合せ先

対馬市 福祉部 福祉課  0920-58-1119